

歴史犯罪学の一断層——「嬰兒殺し」から——

【A. 講義のテーマについて——<これから>の私の一仕事として】

- (1)これまでの仕事——伯爵領ティロールの国制史研究から、中世の法および裁判の考察を経て、刑事裁判法史の研究へ
- (2)これまでの仕事で弱いところ  
——「歴史犯罪学(Historische Kriminalitätsforschung)」について
  - a. 既成の「刑法史」研究にたいする反省とその補完——補充ではなく——関係として
  - b. 「犯罪」とはなにか——時の「それぞれの社会の権力の都合によってきめられる[国の秩序]」(鶴見俊輔)ところがある——「きめられ」ないところ(村の秩序)もある
  - c. 「社会史」学として歴史犯罪学をとらえる
- (3)歴史犯罪学の一断層としての「嬰兒殺し」——<ジェンダー法史学>の出現

【B. 西洋法史学の方法について】

- (3)久保教授は、法制史と「社会史」等との連繋を明るものとみる
- (4)世良教授は、法制史家の<苦悩>を切切とうたえる

【C. 阿部謹也氏の思い】

- (5)「世間」そのものを正面から考察の対象とする
- (6)「自分自身の中を掘っていく」ことについて
- (7)死生観について——キリスト教会の公式の見解と、民間伝承とのほさま

【D. <自分の中を掘る>作業を通しておこなう歴史犯罪学】

- (8)<自分の中を掘る>作業のための素材としての稗史([ハイシ]すなわち「市井雑報」)
- (9)「警察調書や裁判記録といった公の文書が、いかに平然としてウソをつくか」(池内紀[おさむ])
  - a. 歴史上の公式記録に「ウソ」はもちろんある：16世紀ネルトリンゲン魔女裁判におけるマリア・ホル(旅館の女将[おかみ])のウァフェーデ(報復放棄)誓約証書の場合——司直は、寛裕と慈悲心とを「装った」
  - b. 現代の「ウソ」もある：平成元(1989)年3月嬰兒殺被告事件浦和地裁判決によれば捜査員が被疑者に黙秘権のあることを告知したとき——「午後一時からの調べでは、一番最初に、『言いたくないことは言わなくていい、ただし真実を話してもらわなくちゃ困ると、そのことはわかりますか』ということで聞いている。」
    - b.-1:「何人も、自己に不利益な供述を強要されない[日本国憲法38条1項]」を被疑者が文字通り実行しうるには、そうとうのテクニックを駆使せねばならぬ
    - b.-2:被疑者が「それは、お答えできません」を繰り返して、なん度目かの質問に「それも、お答えできません」とやっと思いベテランの取調官に気付かれ、その後しどろもどろになって、黙秘権の行使についに失敗した(別役実『犯罪症候群』「黙秘権」)という。
- (10)にもかかわらず歴史犯罪学は、有力な史料として、公式記録に頼らざるをえない側面がある——記録にある「ウソ」も「マコト」も、歴史犯罪学の対象になる

(11)「犯罪」とはなにか——「生活感覚」の破綻(別役実)

【E. <環境犯罪学>とは——犯罪予防を目的とする考え方】

(12)犯罪を起こしにくくする環境を、物理的に整える

(13)考え方の中心：すべての人は犯罪を犯しうる人であることを前提とする——<なぜ人は犯罪を犯すのか>から、<なぜ人は犯罪を犯さないのか>へ

(14)欧米における「犯罪の多発化」という深刻な状況を反映する議論である——しかも「刑罰」を科すことはできるかぎり避ける考え方

(15)「犯罪を一定水準にコントロールする」(守山正他『犯罪学への招待』p. 57)

【F. 歴史犯罪学——日本】

(15)山本有三「嬰兒ごろし」(大正9[1919]年発表の場合——三つのテーマ

a. 小山巡査「いや、この女は子を殺したが、わしも子どもや妻を殺している。ただちがう点は、直接手をくだしたかどうかというだけだ。」

b. あさ「金のつかねえ赤ん坊なんか、だれがもらうもんですか。貧乏人はどこまでみじめかわかりません。」

c. 小山巡査「はっきりしたことはわからないが、二、三年はくうかもしれない。しかし、事情が事情だから、場あいによっては、執行猶予でそのままさがれるかもしれない。」

(16)上記のそれぞれについて

a. 問題を<自分の問題として>考えるということ

a. -1 「心に罪をもつ」ということ

a. -2 小山巡査「実際はわしも同じ罪を犯している」

b. 東京市板橋町下板橋岩の坂・「もらい子殺し」事件(昭和5[1930]年)

c. 刑の量定について——植松 正「嬰兒殺に関する犯罪学的研究」に述べるところとほぼ一致(懲役2年執行猶予3年)

(17)近時における嬰兒殺害・子殺しの動機の多様化

a. 一例：土屋真一他「嬰兒殺に関する研究」p. 86(世間体を恥じて)・「貧困」・「ノイローゼ」・「家庭不和」等)

b. 別役実『犯罪症候群』「幼女殺害事件」：「犯罪」を、「関係」の抑圧から逃れるために利用する

(18)共通する殺害動機——「貧困」：ヨーロッパ近世へのつながり

【G. 歴史犯罪学——ドイツ 1】

(19)15世紀までの中世においてはあまり問題とならなかった

a. 弾劾主義(当事者主義)——訴える者(通例被害者)がない

b. 「故意」の立証が困難である

(20)近世初期以降の法令の考え方

a. 糺問(調査すること)手続きの登場

b. 「宗教改革」との関連——キリスト教会の態度が硬化する

c. 諸法令

- c. -1 伯爵領ティロール・刑事裁判令(1499年) Rubrik xvii: 「生き埋め」等
- c. -2 バンベルク司教領国刑事裁判令(バンベルゲンシス・1507年) c. 156
- c. -3 カール五世刑事裁判令(カロリナ・1532年) c. 131
- c. -4 アンリ二世勅令(1556年)前文: 「何人たりとも、妊娠、出産いずれかを申告せず、その証拠を握られ、その腹中よりでるときの生死にかかわらず、子どもがその後洗礼の秘蹟( sacrament)、埋葬一般の公の礼を奪われること明らかな場合には、すべてかくのごとき女はわが子を殺害せしかどにより、その償いのため、死と最高の責めによって罰せられる」
- c. -5 プロイセン、婚姻外新生児の殺害、妊娠・分娩の隠蔽に対する布告(1765年)  
  - ...
- c. -6 プロイセン一般ラント法(1794年) c. 965: 「分娩中もしくは分娩直後に故意に自己の新生児を殺害した母親は剣による死刑に処せられる」——フランクフルト市の嬰兒殺し犯スザンナの事件(1771-72年)の影響  
 学説における定義: 「嬰兒殺とは、母親によって、それに先立つ妊娠隠蔽を経て、その母親の、生活能力のある、婚姻外の新生児に対してなされた殺人である(フォイエルバッハ)。」

(20) 諸法令が嬰兒殺害に厳しく向き合わざるをえなかった理由——嬰兒殺しの増加——相手側=男性側の問題

#### 【H. 歴史犯罪学——ドイツ 2】

##### (21) 男性側の問題

- a. スザンナ(当時24歳・居酒屋アインホルンの女中)の相手は、彼女の自供によると、オランダ商人の従僕であった
- b. 傭兵(ランツクネヒト)——「出征刑」に処せられた者が16世紀オランダ独立戦争や、対ハンガリー戦で傭兵として働く
- c. 百姓の下男・車夫馬丁また徒弟そして職人

##### (21) 婚姻前男女の職業生活と貧困問題——独身者と妻帯者との<格差>と連繫

##### (22) 未婚女性側の問題

- a. 妊娠は<未婚母親の恥辱>: 「一方には彼女じしんの恥辱があり、もう一方には嬰兒の、じぶんの生命が失われるという自覚すらない死があるとき、どうして彼女があとの方法をえらばないわけがあるろう。この方法だけが、彼女とその不幸な子に恥辱とみじめな生活をまぬがれさせてくれるのだ。」(ベッカリーア『犯罪と刑罰[1764]』第36章)
- b. <サタンにたぶらかされて、ひどいことをした>——嬰兒殺し者の当時常套の言葉はなにを意味するか

#### 【I. むすび——私にとって歴史犯罪学】

- (23) 歴史にあらわれた非行とか、非行者とかを断罪するのではなく、またそれらを正当化するのでもないし、犯罪を自分の外に起こった出来事として論理的に説明しようとするのでもない。一人の生活人として非行の起きた時代と社会とを考え、自分自身にとっての現代を考え現代を生きるためとりくみとする

≪最終講義 資料≫

- [1]三成美保『ジェンダーの法史学 近代ドイツの家族とセクシュアリティ』（勁草書房・2005）。
- [2]三成美保編『ジェンダーの比較法史学 近代法秩序の再検討』（大阪大学出版会・2006）
- [3]Ulbricht, Otto(Hg.), Von Huren und Rabenmüttern, Weibliche Kriminalität in der Frühen Neuzeit, Köln/Weimar/Wien 1995
- [4]Richard van Dülmen, Frauen vor Gericht, Kindsmord in der frühen Neuzeit, Frankfurt(M) 1991
- [5]久保正幡「西洋法制史学の展望」『法学協会雑誌』89の8(1972)
- [6]世良晃志郎「研究ノートより」『法学セミナー』254(「法制史家の悩み」)～265  
(「歴史「法学」か法の「[歴]史学」か」)(1976/1977)
- [7]阿部謹也『「世間」とは何か』（講談社現代新書・1999）
- [8]同『「教養」とは何か』（講談社現代新書・2000）
- [9]同『学問と「世間」』（岩波新書・2003）
- [10]同『日本人の歴史意識——「世間」という視角から——』（岩波新書・2004）
- [11]同「ヨーロッパ中世における死のあり方」木村尚三郎編『生と死 II』（東京大学出版会・1984）
- [12]加藤秀俊『習俗の社会学』（角川文庫・1981）：「第七章 仲介と贈答」
- [13]守山 正「犯罪予防論の検討——コミュニティ・ポリシングと環境犯罪学の接点」『警察学論集』52の10(1999)
- [14]守山 正「環境犯罪学の倫理」所一彦編『犯罪の被害とその修復』（敬文堂・2002）
- [15]同「環境犯罪学入門(上)(下)」『刑政』110の5/110の6(1999)
- [16]守山 正/西村春夫『犯罪学への招待』（日本評論社・2001）第6章「環境犯罪学」
- [17]山本有三「嬰兒ごろし 一幕」『日本の文学 30』（中央公論社・1965）所収
- [18]立花 隆「子殺しの未来学」『文芸春秋』51の1(1973)
- [19]植松 正「社会病理現象としての犯罪の調査」民族文化調査会編『社会調査の理論と実際』（青山書院・1948）
- [20]植松 正「嬰兒殺に関する犯罪学的研究」小野博士還暦記念『刑事法の理論と現実(2)』（有斐閣・1951）
- [21]植松正『新版 裁判心理学の諸相』（有信堂・1958）
- [22]中谷瑾子「女性犯罪と刑の量定(2)」『法学研究』41の10(1968)
- [23]中谷瑾子「幼児の殺傷・遺棄——いわゆる「親不知子不知時代」の背景と分析ならびに対応——」『ジュリスト』540(1973)
- [24]中谷瑾子「「核家族」化と嬰兒殺し」『ケース研究』135(1973)
- [25]栗栖瑛子「子どもの養育に関する社会病理的考察——嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって——」『ジュリスト』577(1974)
- [26]土屋真一/佐藤典子「嬰兒殺に関する研究」『法務総合研究所研究紀要』17(1974)
- [27]広瀬勝世「最近の女性犯罪をめぐる精神医学的検討」『法律のひろば』26の6(1977)
- [28]岩井弘融「最近の女性犯罪をめぐる社会学的分析」『法律のひろば』26の6(1977)
- [29]栗栖瑛子/大森晶夫「東京における子殺しの実態 戦後22年間(昭和25年～昭和46年)の動向」『ケース研究』160(1977)
- [30]作田 勉「嬰兒殺の研究——現状、分類、対策、母性心理、他——」『犯罪学雑誌』46の2(1980)
- [31]中谷瑾子編『子殺し・親殺しの背景《親知らず・子知らずの時代》を考える』（有斐閣新書・1982）
- [32]市川 潤「出産後婦人による嬰兒殺とその司法精神学的問題」『精神神経学雑誌』79の4(1977)

- [33]市川達郎ほか「吾が子殺し108例[防衛医科大学校精神科学教室:1957年11月～1977年9月]」『犯罪学雑誌』47の2(1981)43-44
- [34]永田武明他編『学生のための法医学 第四版』(南山堂・1995)
- [35]上野正彦『死体は知っている』(角川文庫・1998)「出生三説」
- [36]加賀乙彦『犯罪』(河出文庫・1984)「池」
- [37]村上 龍『コインロッカー・ベイビーズ(上)(下)』(講談社文庫・1984)
- [38]小沢信男編『犯罪百話 昭和篇』(ちくま文庫・1988):鶴見俊輔「三面記事の世界」
- [39]別役 実『犯罪症候群』(ちくま学芸文庫・1992):「幼女殺害事件」
- [40]小沢信男『定本 犯罪紳士録』(ちくま文庫・1990):「差別 何が彼女を嬰兒殺し」
- [41]小沢信男『犯罪専科』(河出文庫・1985):「誘拐 “鬼夫婦” 幼女殺し」
- [42]澤地久枝『昭和史のおんな』(文春文庫・1990):「志賀暁子[あきこ]の「罪と罰」」
- [43]佐木隆三『殺人百科 陰の隣人としての犯罪者たち』(文春文庫・1995):「みゆき荘十号室」
- [44]小峰茂之「明治大正昭和年間における親子心中の医学的考察」『小峰研究所紀要 邦文 第5巻』(1937)
- [45]高橋梵仙『墮胎問引の研究』(第一書房・1981)
- [46]千葉徳爾他『問引きと水子—子育てのフォークロア—』(農山漁村文化協会・1987)
- [47]紀田順一郎『東京の下層社会』(ちくま学芸文庫・2008):「暗渠からの泣き声」
- [48]嬰兒殺被告事件判決:平成元(1989)年3月22日浦和地裁第三刑事部判決、無罪・確定(『判例タイムズ』698[1989]83-119)
- [49]ゲーテ(相良守峯訳)『ファウスト 第一部』(岩波文庫・1968)
- [50]ビルクナー編(佐藤正樹訳)『ある子殺しの女の記録』(人文書院・1991)
- [51]大澤武男『『ファウストと嬰兒殺し』(新潮選書・1999)
- [52]小倉欣一他『都市フランクフルトの歴史』(中公新書・1994)
- [53]Meinhardt, Karl-Ernst, Kriminalfälle aus der Reichsstadt Frankfurt, Frankfurt(M) 1964
- [54]ヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチ(田尾一一訳)「立法と嬰兒殺し抄[1783]」『ペスタロッチ全集 第5巻』(玉川大学版)
- [55]堀米庸三『中世の森の中で』(河出書房新社・1975)
- [56]フロイス(岡田章雄訳注)『ヨーロッパ文化と日本の文化』(岩波文庫・1991)
- [57]ビュアリ(森島恒雄訳)『思想の自由の歴史』(岩波新書・1951)
- [58]デーヴィス(成瀬駒男他訳)『古文書の中のフィクション』(平凡社選書・1990)
- [59]横田 忍『赤ん坊殺しのドイツ文学』(三修社・2001)
- [60]河野 眞「嬰兒殺害とその周辺——近代以前のドイツ刑法と文学——」『愛知大学文学論叢』67(1981)
- [61]志垣嘉夫「アンシャン・レジームの犯罪社会学的研究」『史淵』113(1976)
- [62]志垣嘉夫「女と男の情景—裁判史料抄の瞥見—」『西欧前近代の意識と行動』(刀水書房・1986)
- [63]阿部謹也『世界子どもの歴史 3 中世』(第一法規・1984)
- [64]フランツ・シュミット(藤代幸一訳)『ある首斬り役人の日記』(白水社・1988)
- [65]ルブラン(藤田苑子訳)『アンシャン・レジーム期の結婚生活』(慶應義塾大学出版会・2001)
- [66]デュビー/ペロー監修(杉村和子他訳)『女の歴史 III 16-18世紀 2』(藤原書店・1995)
- [67]フランドラン(宮原信訳)『性と歴史』(新評論・1987)
- [68]ベッカリーア(風早八十二訳)『犯罪と刑罰』(岩波文庫・1963)
- [69]ブラジウス(矢野久他訳)『歴史からの犯罪 日常からのドイツ社会史』(同文館・1990)
- [70]バーダー(若曾根訳)「歴史犯罪学の課題、方法および限界」『熊本法学』82(1995)
- [71]拙稿「近世ドイツ魔女裁判関係史料二題(1)」『熊本法学』45(1985)
- [72]拙著『ウァフェーデの研究 ドイツ刑事法史考』(多賀出版・2009)